

第5回

契約の種類とその効果②

前号では、13種類の典型契約のうち売買契約について説明してきました。売買契約の最後に、割賦販売・クレジット販売について簡単に触れます。

割賦販売・クレジット販売

割賦販売とは、売主が商品の頭金を支払ってもらったのみで商品を買主に引渡し、残代金を長期分割支払とする販売形態です。残代金回収のために、残額支払われるまで、その商品の所有権が売主に留保されます(所有権留保)。次の2つの約定がなされます。

失権約款。買主が代金の支払いを怠ったとき、当然に売買契約は効力を失い(解除され)、売主は無催告で目的物の返還請求ができるとするものです。

期限の利益喪失約款。買主に残代金分割支払の不履行があつ

たとき、買主は分割支払の利益を失い、残代金を一括で支払わなくてはならないとするものです。

クレジット販売とは、商品代金を、買主ではなくクレジット会社が売主に対して立て替えて支払い、買主はクレジット会社に対して立て替えてもらった代金をクレジット会社に対し支払うという3者契約です。買主が分割支払をするときは、商品に対する所有権留保はクレジット会社が行うこととなります。

貸借契約

貸借契約とは、物の使用価値を一時的に相手方に委譲する契約で、消費貸借・使用貸借・賃貸借の3種類の典型契約があります。

消費貸借とは、借主は目的物の所有権を取得し、これを消費したうえで、同種・同等・同量の別の物を返還する契約です。

使用貸借・賃貸借とは、目的物の所有権が貸主に保留され、借主は目的物を処分しないで借りた物を返還する契約ですが、無償のものが使用貸借、有償のものが賃貸借です。

消費貸借

もつとも普通のもの金銭の消費貸借です。借主の利息支払義務は特約によって生じます。ただし、商人間の金銭消費貸借は当然に利息付きとなります。利息は数値の約定がなければ、民事5%、商事6%となります。貸金の返還時期の定めがない場合には、貸主はいつでも、相当の期間を定めて返還の催告をすることができ、借主はいつでも、返還することができます。

貸す場合の注意点

①当然のことながら、借主が返済できるかどうか、その信用状態を確かめなければなりません。②後で争いにならないように、必ず書面化すべきです。金額、利息、遅延損害金、返済期限、期限の利益喪失約款(分割支払いのとき)など明記する。

③担保や保証人など、返済確実化の手段を講ずべきでしょう。

準消費貸借

当事者間に売買代金等の金銭債権があるときに、これを貸金

に切り替える契約です。メリットは次の4点です。

①新たに利息を決めることができる。当事者の同意があれば、当初の利息より高い利息を決めることもできます。

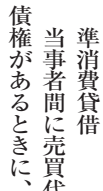
②新たに連帯保証人を付け、また、物的担保を付けることもできます。

③時効を延長できます。すなわち、売買であれば代金請求権の時効は2年と短いのですが、これを貸金契約に切り替えれば、5年(商事債権)か10年(民事債権)に延長できます。

④切り替える際に、公正証書を作成することができます。公正証書は公証役場にて公証人が作成する公文書です。公正証書には高い証明力がある他、執行認諾文言(債務不履行の場合直ちに強制執行に服する旨の記載)があれば、裁判所の判決無しに強制執行ができます。

プロフィール

山下江 弁護士
一九五二年江田島生まれ。修道高校、東京大学工学部出身。



山下江 弁護士
一九五二年江田島生まれ。修道高校、東京大学工学部出身。

山下江法律事務所 Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります http://www.hiroshima-kigyo.com 相談予約専用フリーダイヤル 0120-7834-09 予約受付:平日9時~21時、土曜10時~17時

中四国最大級(弁護士15名、秘書21名) H22.4現在

所属弁護士 所長・山下江/副所長・田中伸 柴橋修/福田洋之/渡辺秀行(弁理士)/山口卓 笠原輔/加藤泰/片島由賀/西丸洋平/齋村美由紀 山本淳哲/上土井幸始/城昌志/鳥尾健太郎

- 契約書 債権回収 労務問題 知的財産 倒産・再生 顧問契約

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!